

令和3年5月25日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る和解)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年10月5日(月)午前8時50分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区松原四丁目37番先路上
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員が運転する清掃車両が、現場へ向かうため西側から東側へ走行していた。徐行で交差点へ進入したところ、南側から北側へ乙(自転車)が直進し、甲車両右側ドア面に衝突した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:運転席右側ドア面に右下へ34cm、右上へ7cmの擦過痕
乙 人身:なし
物損:なし
- (6) 過失割合 甲 6割 ・ 乙 4割
- 2 和解内容 乙は甲に対し、29,040円を支払う。
(雑入(自動車事故損害賠償金)として「区交付金受入口口座に歳入)
- 3 専決処分日 令和3年5月24日

位置図



現場説明図

